

資料の情報と釈文

九・関東大震災

展示資料：帝都復興ニ関スル件・御署名原本・大正十二年・詔書九月十二日
請求番号：御 14039100

デジタルアーカイブ URL：<https://www.digital.archives.go.jp/img/4662544>

釈文の凡例については、[こちら](#)をご覧ください。

【釈文】

詔書

朕神聖ナル祖宗ノ洪範ヲ紹キ、光輝
アル国史ノ成跡ニ鑑ミ、皇考中興ノ宏
謨ヲ繼承シテ、肯テ愆ヲサラムコトヲ庶幾
シ、夙夜競業トシテ治ヲ図リ、幸ニ祖宗ノ
神祐ト国民ノ協力トニ頼リ、世界空前ノ
大戦ニ処シテ、尚克ク小康ヲ保ツヲ得タリ、
奚ソ図ラム、九月一日ノ激震ハ事咄蹉ニ
起リ、其ノ震動極メテ峻烈ニシテ家屋
ノ潰倒、男女ノ惨死、幾万ナルヲ知ラス、剩

へ火災四方ニ起リテ炎燄天ニ冲リ、京浜

其ノ他ノ市邑、一夜ニシテ焦土ト化ス、此ノ

間交通機関杜絶シ、為ニ流言飛

語盛ニ伝ハリ、人心洶々トシテ倍ニ其ノ惨

害ヲ大ナラシム、之ヲ安政当時ノ震災ニ較

フレハ、寧口凄愴ナルヲ想知セシム。

朕深く自ラ戒慎シテ已マサルモ、惟フニ天

災地変ハ人力ヲ以テ予防シ難ク、只速

ニ人事ヲ尽シテ民心ヲ安定スルハ一途

アルノミ、凡ソ非常ノ秋ニ際シテハ、非常ノ果

断ナカルヘカラス、若シ夫レ平時ノ条規ニ膠

柱シテ活用スルコトヲ悟ラス、緩急其ノ宜

ヲ失シテ善後ヲ誤リ、或ハ個人若ハ一

会社ノ利益保障ノ為ニ、多衆災民

ノ安固ヲ脅スカ如キアラハ、人心動揺シテ

抵止スル所ヲ知ラス、朕深ク之ヲ憂傷シ、既ニ在朝有司ニ命シ、臨機救済ノ道ヲ講セシメ、先ツ焦眉ノ急ヲ拯フテ、以テ惠撫慈養ノ実ヲ挙ケムト欲ス。抑モ東京ハ帝国ノ首都ニシテ、政治経済ノ枢軸トナリ、国民文化ノ源泉トナリテ、民衆一般ノ瞻仰スル所ナリ、一朝不慮ノ災害ニ罹リテ、今ヤ其ノ旧形ヲ留メスト雖、依然トシテ我国都タル地位ヲ失ハス、是ヲ以テ其ノ善後策ハ独リ旧態ヲ回復スルニ止マラス、進ンテ将来ノ發展ヲ図リ、以テ巷衢ノ面目ヲ新ニセサルヘカラス、惟フニ我忠良ナル国民ハ、義勇奉公朕ト共ニ其ノ慶ニ頼ラムコトヲ切望スヘシ、之ヲ慮リテ朕ハ宰臣ニ命シ、速ニ特殊ノ機関ヲ設定シテ帝都復興ノ事ヲ審議調査セシメ、其ノ成案ハ、或ハ之ヲ至高顧問ノ府ニ諮ヒ、或ハ之ヲ立法ノ府ニ謀リ、籌画経営万遺算ナキヲ期セムトス、

在朝有司能ク朕カ心ヲ心トシ、迅ニ災民ノ救護ニ従事シ、嚴ニ流言ヲ禁遏シ民心ヲ安定シ、一般国民亦能ク政府ノ施設ヲ翼ケテ奉公ノ誠悃ヲ致シ、以テ興國ノ基ヲ固ムヘシ、朕前古無比ノ天殃ニ際会シテ、恤民ノ心愈ニ切ニ寢食為ニ安カラス、爾臣民其レ克ク朕カ意ヲ体セヨ、

御名御璽

大正十二年九月十二日

内閣総理大臣兼

外務大臣	伯爵	山本權兵衛
内務大臣	子爵	後藤新平
文部大臣		岡野敬次郎
海軍大臣		財部 彪
陸軍大臣	男爵	田中義一
農商務大臣	男爵	田 健治郎
逓信大臣		犬養 毅
司法大臣		平沼騏一郎
鐵道大臣		山之内 一次
大藏大臣		井上準之助